

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

1 基本方針

高松市地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する組織並びに指定介護予防支援事業所として、利用者及び職員の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じまん延を防止することができるよう、本指針を定める。

2 感染症の予防及びまん延防止のための具体的措置

（１） 感染対策委員会の設置

ア センターは、感染症の予防及びまん延防止に努める観点から「感染対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の委員長はセンター長とし、委員はセンターの管理職、各係長及び各サブセンター保健師長等で構成する。

イ 委員会は、６月に１回以上かつ必要に応じて開催する。

ウ 委員会は、次の事項について協議し、その検討内容及び結果を職員へ周知する。

（ア） 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること。

（イ） 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修の内容に関すること。

（ウ） 感染症の予防及びまん延防止策が確実に講じられるための体制整備に関すること。

（エ） 感染症が発生した場合の報告が迅速かつ適切に行われるための体制整備に関すること。

（オ） 感染症が発生した場合に、感染拡大防止策が確実に講じられるための体制整備に関すること。

（カ） 前号の感染拡大防止策に対する評価に関すること。

（２） 職員研修及び訓練の実施

ア 職員に対する研修及び訓練の内容は、感染対策の基礎的内容等と併

せ、センターにおける感染症の予防及びまん延防止の徹底を図るものとする。

イ 研修及び訓練の開催は、年 1 回以上とし、新任職員等研修時には研修内容に盛り込む。

ウ 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し保存する。

3 感染症の予防及びまん延防止のための対応

(1) 包括支援係長は、「感染対策担当者」となる。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から、センター内の環境整備（定期的な換気、清掃、消毒等）及び職員の感染防止策（手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等）を行う。

(3) 職員に感染症が発生した場合は、感染対策担当者を通じて委員長に報告するとともに、必要に応じて、保健所や介護保険課へ報告する。また、各事務所において感染拡大防止策（事務所の消毒、職員の健康管理、重症化リスクの高い高齢者等への訪問の自粛等）を行う。

(4) 次の感染症が発生した場合は、「高松市地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）感染症発生時における業務継続計画」に基づき、保健所の要請等に従い対応を行う。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きいもの

4 本指針の閲覧について

本指針はホームページに掲載し、誰もが自由に閲覧できるようにする。

附 則

本指針は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。